

見附市告示第63号

見附市配食サービス事業運営実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市配食サービス事業運営実施要綱の一部を改正する要綱

見附市配食サービス事業運営実施要綱（平成12年見附市告示第129号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「確保、」を「確保及び」に、「安否の確認」を「、安否確認」に、「行い」を「行うことにより」に改め、「目的」の次に「として行う見附市配食サービス事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるもの」を加える。

第2条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条中「を実施する機関」を「の実施主体」に、「健康福祉課」を「見附市」に改め、同条ただし書中「事業の一部又は全部を」を削り、「認められる」を「認めるときは、事業の一部又は全部を」に改め、「（以下「受託業者」という。）」を削る。

第4条第3号中「要支援の認定」を「要支援認定」に、「第5条第1項第1号」を「第5条第1項第2号」に改める。

第5条第1項中「定期的に」を削り、「利用者」を「提供の機会を利用して事業利用者」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に改める。

第7条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 事業の利用申請を行うことができる者は、利用者本人又はその親族とする。
- 3 事業の利用は1日1食までとし、週3回を限度とする。

第8条第1項中「を受理した」を「の提出があった」に、「申込」を「申請」に改め、同条第2項中「市長は」の次に「、第3条ただし書の規定により事業を委託している場合において、」を加え、「利用者として」を「申請を」に改め、「業者に」の次に「当該申請者に係る事業実施を」を加える。

第11条を削る。

第10条第1項中「原材料費」を「食材料費及び調理費」に改め、同条第2項中「利用料は」の次に「、事業を利用した月の」を加え、同条を第11条とする。

第9条第1項中「市長は、」の次に「事業」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第3条但書の規定により事業を委託している場合において、前項の通知をしたときは、受託業者に対し当該事業利用者の利用を取り消した旨を連絡しなければならない。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(変更の申請)

第9条 前条第1項の規定により利用承認通知を受けた申請者（以下「事業利用者」という。）が、申請内容を変更しようとするときは、見附市に変更内容を連絡するものとする。

- 2 市長は、前項の連絡を受けた場合において、内容を適正と認めるときは、変更内容とともに変更を承認した旨を事業利用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第3条但書の規定により事業を委託している場合において、前項の通知をしたときは、受託業者に対し当該事業利用者に係る変更内容を連絡しなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

| | | | | |
|--------------------------------|--|----|---------------|---------|
| 別記第1号様式(第7条関係) | | | | |
| 配食サービス事業利用申請書 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| (宛先)見附市長 | | | | |
| 申請者 住所 氏名 (利用者との続柄等) | | | | |
| 配食サービス事業を利用したいので、次のとおり申し込めます。 | | | | |
| 利 用 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 電話番号 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 緊 急 連 絡 先 | 住所(※市町村名まで) | | | 利用者との続柄 |
| | 氏名 | | 電話番号 | |
| 世 帯 区 分 | 一人暮らし・高齢者のみ世帯・その他() | | | |
| 介 護 保 険 | 認定なし(申請なし 非該当) 認定あり(事業対象者 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5) | | | |
| 希 望 日 等 | 日・月・火・水・木・金・土 | | | 合計 週 回 |
| | 昼食・夕食 | | ごはんとおかず・おかずのみ | |
| 利用開始希望日 | 年 月 日 | | | |
| 希 望 事 業 者 | | | | |
| ※下記は市使用欄ですので記入しないでください。 | | | | |
| 課 長 | 課長補佐 | 係長 | 課 員 | 担当者 |
| | | | | |

別記第4号様式中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。